

公益社団法人 佐賀県看護協会 定款細則

第1章	総 則(第1条)
第2章	会 員(第2条―第4条)
第3章	会 費(第5条―第6条)
第4章	総 会(第7条―第8条)
第5章	理 事(第9条―11条)
第6章	監 事(第12条―13条)
第7章	役 員の選挙(第14条―第21条)
第8章	理事会(第22条―第23条)
第9章	推薦委員会(第24条)
第10章	支 部(第25条)
第11章	公益社団法人日本看護協会との関係(第26―28条)
第12章	会 計(第29条)
第13章	事務局(第30条―第33条)
第14章	拠出金(第34条)
第15章	補 則(第35条―36条)
附 則	

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この定款細則は、公益社団法人佐賀県看護協会(以下「本会」という。)定款第52条の規定に基づき、本会の運営に必要な事項を定める。

第2章 会 員

(入会の手続き)

第2条 正会員になろうとする者は、本会の指定する手続きにより、入会の申込みをしなければならない。

- 2 会長は、入会の申込み及び会費の納入を受けたときは、正会員に登録しなければならない。
- 3 申込者は、正会員名簿に記載された日から正会員としての資格を取得するものとする。

(退会の手続き)

第3条 正会員が退会しようとするときは、退会届に会員証を添えて会長に申し出なければならない。

- 2 前項の場合、正会員は、退会届を提出した日をもって、正会員の身分を喪失する。
- 3 正会員が退会した場合、本会は正会員名簿の登録を抹消しなければならない。

(住所及び勤務地の変更届け)

第4条 会員は、本会に登録した氏名、住所又は勤務地が変更した場合は、会長に届け出なければならない。

第3章 入会金及び会費

(入会金及び会費)

第5条 会費は、1箇年8,000円とする。(日本看護協会の会費を除く。)

2 入会金は、30,000円とし、一括して納入するものとする。ただし、会長が別に定めるところにより分割納付を認める。

3 入会金は、施設維持管理資金に充てる。

4 定款第5条第1項第2号に定める名誉会員については、会費を免除するものとする。

(納入期日)

第6条 正会員は、毎年1月31日までに、翌年度分の会費を前納しなければならない。ただし、新入会員についてはこの限りではない。

第4章 総 会

(開催期日)

第7条 通常総会は毎年6月に開催する。ただし、やむを得ない事情がある場合は理事会の決議により、4月又は5月に変更することができる。

(総会運営規則)

第8条 総会の運営に関し必要な事項は、法令及び定款及びこの細則に定めるもののほか、総会において別に定める総会運営規則によるものとする。

第5章 理 事

(忠実義務)

第9条 理事は、法令及び定款並びに総会の決議を遵守し、本会のため忠実にその職務を行わなければならない。

(競業及び利益相反取引の制限)

第10条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき
- (2) 理事が自己又は第三者のために本会と取引をしようとするとき

- (3) 本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき
- 2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞無く、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(理事の報告義務)

第11条 理事は、本会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監事に報告しなければならない。

第6章 監 事

(構 成)

第12条 監事は、本会の業務運営に精通した者2名以内、会員以外から会計制度に精通した者若しくは関係法令に精通した者1名を選出するものとする。

(委 任)

第13条 監事について必要な事項は、法令並びに定款及びこの細則に定めるもののほか、総会の決議により別に定める。

2 前項にかかわらず、法令並びに定款、この細則及び総会決議に反しない限りにおいて、監事はその協議により、監事の監査及び調査の実施方法等について必要な事項を定めることができる。

第7章 役員選挙

(役員選出)

第14条 役員(監事のうち1名を除く。)は、通常総会において、正会員の中から選出する。

2 会長、副会長1人、常務理事1人、保健師職能理事、看護師職能Ⅰ理事、地区理事3人、(東部、西部、南部地区支部)を奇数年次(西暦)に、副会長1人、常務理事1人、助産師職能理事、看護師職能Ⅱ理事、地区理事2人(中部、北部地区支部)、准看護師理事を偶数年次(西暦)に開催される通常総会において選出する。

3 監事のうち1名は奇数年次(西暦)に、他の1名は偶数年次(西暦)に開催される通常総会において選出する。

(選挙事務の管理)

第15条 選挙に関する事務は、選挙管理委員が管理する。

(役員候補者)

第16条 役員に立候補しようとする者は、正会員5名以上の推薦を受けて選挙管理委員会に通

常総会の3箇月前までに届け出なければならない。

- 2 第24条に定める推薦委員会は、正会員の中から同一役職について改選数以上の候補者を推薦するものとし、その推薦名簿を選挙管理委員会に通常総会の2箇月前までに送付しなければならない。
- 3 選挙管理委員会は、前2項の役員の立候補者名と推薦名簿を総会の1箇月前までに会員に発表しなければならない。

(投票時間)

第17条 選挙管理委員会は、投票の開始及び終了の時間を定める。

(投票形式)

第18条 役員選任決議の採決は、記号を用い連記無記名でこれを行う。

- 2 前項の投票は、定数に満たない記号数の票も有効とする。

(選挙の成立)

第19条 投票総数のうち半数以上が有効投票でなければ選挙は成立しない。

(当選)

第20条 出席正会員の過半数の賛成を得た者の中から得票数の多い順に員数の枠に達するまでの者を当選人とする。なお、得票数が同じであるときは、議長がくじでこれを定める。

(選挙規程)

第21条 選挙に関して必要な事項は、法令並びに定款及びこの定款細則に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

第8章 理事会

(議長)

第22条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故あるとき(審議事項に特別の利害関係を有し、議決に加わることができないときを含む。)は、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が議長となる。

(理事会運営規則)

第23条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令ならびに定款及びこの定款細則の定めるもののほか、理事会の決議による別に定める理事会運営規則によるものとする。

第9章 推薦委員会

(推薦委員会の設置)

第24条 本会に推薦委員会をおく。

- 2 推薦委員会は本会の役員及び推薦委員並びに日本看護協会通常総会の代議員及び予備代議員の改選に際し、その候補者の推薦に関する事項をつかさどる。
- 3 推薦委員は7名をもって構成する。
- 4 推薦委員は、通常総会において、正会員の中から選出する。
- 5 推薦委員の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 6 委員長は、委員の互選により選任する。
- 7 推薦委員会は、候補者を推薦しようとするときは、あらかじめ本人の承諾を得て推薦しなければならない。

第10章 支 部

(支部の設置)

第25条 本会に次の支部を置く。

- (1) 東部地区支部
 - (2) 西部地区支部
 - (3) 中部地区支部
 - (4) 南部地区支部
 - (5) 北部地区支部
- 2 支部の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める支部運営規則によるものとする。

第11章 公益社団法人日本看護協会との関係

(法人会員)

第26条 本会は、日本看護協会の法人会員となり、また本会の正会員は公益社団法人日本看護協会の正会員となる。

(代議員)

- 第27条 公益社団法人日本看護協会代議員の員数は前々年度12月末日現在の会費納入者数を基準とし、公益社団法人日本看護協会で決定された数とする。
- 2 代議員定数のうち、看護師2名、保健師1名、助産師1名、准看護師1名ずつは最低選出する。
 - 3 代議員候補者の推薦は、推薦委員会が行い、本会の通常総会において選出する。
 - 4 代議員がやむを得ない理由により総会に出席できないときは、あらかじめ選出している当該代議員の予備代議員の中から選出する。

5 代議員は、公益社団法人日本看護協会の総会に出席し、選挙権及び議決権を行使する。任期は1箇年とする。

(予備代議員)

第28条 予備代議員は、第27条1項の規定により通知された代議員数と同数以上の員数を選出する。

2 第27条2項の規定は、予備代議員についても準用する。

第12章 会 計

(会計処理規程)

第29条 本会の会計は、理事会において別に定める会計処理規程によりこれを処理する。

第13章 事 務 局

(職 員)

第30条 本会の業務執行のため、職員及び嘱託職員(常勤及び非常勤職員を含む。以下同じ)を置く。

(職務分掌)

第31条 職員の職務分掌については、理事会の決議により別に定める。

(給与等)

第32条 職員及び嘱託職員の就業及び給与に関しては、理事会の決議により別に定める。

(組織及び運営)

第33条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、法令並びに定款及びこの施行細則の定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

第14章 補 則

(細則の変更)

第34条 この細則を変更しようとするときは、理事会の決議による。ただし、第5条第1項「会費」の額及び第2項「入会金」の額を変更しようとするときは、総会の決議を得なければならない。

(委 任)

第35条 この細則により会務を執行するために必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

ただし、理事会は、総会の決議によることが相当と認める場合には、定款第 12 条第 9 号に基づき、総会の決議を求めることができる。

附 則

(施行期日)

この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。

(施行期日)

改正後の細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

改正後の細則は、平成 28 年 6 月 18 日から施行する。

改正後の細則は、令和元年 6 月 22 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。